

令和５年度環境物品等の調達実績の概要

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめた。

１．令和５年度の経緯

令和５年度については、令和５年４月１１日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

２．調達実績の概要

（１）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品及び役務の調達は別表「令和５年度調達実績集計表」（物品・役務）及び「令和５年度 間伐材及び合法木材実績集計表」、公共工事は別表「令和５年度調達実績集計表」（公共工事）のとおりである。

① 目標達成状況等

物品及び役務については、調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目について、全て１００％を調達目標としていたところであるが、別表「令和５年度調達実績集計表」（物品・役務）のとおり、一部の品目においては目標のとおり調達することができなかった。

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、特定調達品目としての判断の基準を満たす適用品を調達することができた。

② 調達目標を達成できなかった理由等

機能・性能上の必要性等から判断の基準を満足しない物品等を調達せざるを得なかった場合があったためである。

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

令和５年度においては、判断基準より高い基準を満足する製品の調達は行わなかった。

(2) 特定調達物品以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品以外の環境物品等については、調達方針において判断基準や目標値は設定していないが、物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品、またはこれと同等のものを調達するように努め、また、OA 機器及び電化製品においては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択するように努めた。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

昨年に引き続き、物品等を納入する事業者、役務の提供者、公共工事の請負事業者などに対して、事業者自身がグリーン購入法を推進するように働きかけた。また、納入の際はできるだけ簡易包装を心がけるように依頼している。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

物品及び役務については、概ね調達方針に定めた目標を達成しているが、機能・性能上の必要性等の理由により、目標を達成できなかった品目があった。

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、特定調達品目としての判断の基準を満たす適用品を調達することができた。

令和6年度以降の調達においては、令和5年度の実績を踏まえ、引き続きグリーン購入の一層の推進に努めていくこととする。

本件に対する窓口

物品関係 事務局財務課

TEL 03-5425-1303 (ダイヤルイン)

公共工事 事務局施設・資産マネジメント室

TEL 03-5425-2044 (ダイヤルイン)